

条 例

埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年八月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十四号

埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律第二条第九項」に改める。

第三十五条中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

第五十一条中「第二条第五項」を「第十六条第二項」に、「第七十七条」を「第一百六十五条」に、「第四十四条第一項」を「第一百四十七条第一項」に改める。

第六十条第一項第一号中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一号、第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四章」を「個人情報の保護に関する法律第五章第四節」に改める。

(埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第五条第一項中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

別表第二の四の項及び五の項並びに別表第三の二の項及び八の項中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中埼玉県個人情報保護条例第三十五条の改正規定及び第二条の規定

令和三年九月一日

二 第一条中埼玉県個人情報保護条例第六条第二項第三号、第五十一条及び第六

十条第二項の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に掲げる同法第五十条の規定の施行の日

三 第一条中埼玉県個人情報保護条例第六十条第一項第一号の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる同法附則第四十六条の規定の施行の日